

米沢市みらいのすまい応援事業費補助金制度のご案内

◆補助対象者 次の要件を全て満たす子育て若者世帯であるもの

年齢条件：令和 8 年 4 月 1 日時点で、申請者または配偶者が 40 歳未満である。
(昭和 61 年 4 月 2 日以降の出生)

家族構成：申請時点で、平成 20 年 4 月 2 日以降に生まれたお子さんが同居している。

その他：市税の滞納がない。

◆補助対象住宅

共通：米沢市立地適正化計画で定める「居住誘導区域内」であること。

新築戸建て

- ・確認済証の交付を受けた日及び新築工事が完了した日が令和 8 年 3 月 1 日以後であるもの。
- ・新築工事が完了した日が令和 9 年 3 月 31 日までのもの。

建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了後に売買契約を締結したもの。）

- ・令和 8 年 4 月 1 日以後にその引き渡しを受けたもの。
- ・中古住宅（築 2 年超、または既入居）ではないもの。



市ホームページより居住誘導区域を確認できます。

◆補助金の額

子ども 1 人当たり **20 万円**（最大 **60 万円**）

市外からの移住世帯 **+20 万円**

- ・平成 23 年 3 月 11 日以降に東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島各県に限る）から移住した世帯員がいる世帯
- ・令和 3 年 4 月 1 日以降に上記以外の市外から市内に移住した世帯員がいる世帯

市内施工業者との契約 **+20 万円**

- ・米沢市内に本店を有する施工業者であること。

裏面へつづく

◆交付決定までの流れ

申請期間：令和8年6月29日（月）～令和8年7月24日（金）

抽 選 日：令和8年7月30日（木）14時00分から

市役所3階301会議室・302会議室

提出書類：申請書チェックリストをご参照ください。

◆工事完了後の流れ

完了報告期間：令和9年3月31日（水）まで

提出書類：完了報告書チェックリストをご参照ください。

◇提出書類の配布

米沢市役所2階建築住宅課（市のホームページからダウンロードも可能です。）

◇その他

- ・申請後の増額変更は認められません。
- ・申込みを行った後に辞退された住宅については、以後、本補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。
- ・市で定める他の補助金との併用はできません。ただし、本補助金と工事内容が異なるものは対象となります。
- ・国や県で行う補助金との併用は可能です。

お問い合わせ先

◇担当

米沢市役所 建築住宅課建築指導担当

電話：0238（22）5111

誘導施設及び誘導区域等

居住や誘導に関する施設や区域の位置付けを示します。
本市の商業・医療・行政等の都市機能が集約された「中心地区」、大学が集まる「学園地区」を拠点として、各拠点及びその周辺地域を公共交通等で連携し、徒歩でも移動可能なコンパクトなまちづくりを目指します。

居住誘導区域

(居住誘導の基本的な考え方)

暮らしを支える生活サービス機能や交通環境が確保され、歩いても暮らせる安全・安心な住環境の形成

○誘導する施策

- ・低未利用地や既存ストックの利活用の促進
- ・暮らしやすい環境整備と移住・定住の促進
- ・雪に強く住みよい居住環境の形成
- ・公共交通及び交通ネットワークの利便性の向上
- ・自然災害への対応 など

都市機能誘導区域

(都市機能誘導の基本的な考え方)

市街地や周辺地域との交通利便性が高い地域で、誘導施設が充実し、市民の暮らしを支えることが持続的に可能な拠点の形成

中心地区

医療、商業、行政施設など様々な都市機能が集積し、今後とも維持・充実が必要な区域

学園地区

学術拠点機能を有する大学の位置を踏まえて、今後とも維持・充実が必要な区域

○誘導する施策

- ・都市機能の施設整備
- ・公共施設等総合管理計画と連携した公共施設の誘導
- ・地域での健康な暮らしを支えるための施策
- ・公共交通及び交通ネットワークの利便性の向上
- ・中心地区の活力創出及び魅力の向上
- ・学園都市・米沢の充実に向けた産学官民連携の強化
- ・各種制度の活用による都市機能の誘導 など

誘導施設

都市機能誘導区域内において将来にわたって維持・誘導していくことを前提に、その都市機能が都市機能誘導区域外に転出することで都市構造や公共交通の維持に影響を与える施設について、これを誘導施設に位置付けます。

| 施設種別 | 誘導施設 | 商業 | 診療所 | 子育て支援施設 | 高齢者福祉施設 | 図書館 | 博物館 | 文化施設 | 体育施設 | 大規模小売店舗 ^{※1} | 金融機関 ^{※2} | 行政施設 |
|------|------|----|-----|---------|---------|-----|-----|------|------|-----------------------|--------------------|------|
| 中心地区 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 学園地区 | - | - | - | ○ | - | - | - | - | - | - | - | - |

※1 一店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗 ※2 一金融機関のうち拠点を統括する店舗

青色で囲まれた区域

赤色で囲まれた区域



凡例 ○原則として浸水深0.5m以上の浸水想定区域が、広く浸する危険性の高い区域を誘導区域から除外。
○他の浸水想定区域は、災害予防の対策を行うことを前提に基本区域に含める。

凡例

- 都市機能誘導区域 (赤色)
- 居住誘導区域 (青色)
- 用途地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

